⑺　本工事は、工事施工について「企業の施工能力」、「配置予定技術者の能力」、「法令遵守」、「地域貢献度」、「地域精通度」及び「ワーク・ライフ・バランス等の推進」について記述した、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（実績評価型）を実施する工事である。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。

⑼　本工事は、申請書及び資料の提出並びに入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難い者は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

２　競争参加資格　次に掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（以下「単体」という。）又は２又は３社により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。また、共同企業体にあっては、競争参加資格の確認までに、契約責任者から共同企業体としての認定を受けていること。

⑴　国立大学法人熊本大学契約事務取扱規則第８条及び第９条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同第８条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格を有する者であること。

⑶　文部科学省において令和５・６年度建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、単体又は共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,000点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては900点）以上であること。

⑷　平成20年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の事務所・庁舎、校舎・研究施設、図書館、病院又は公共施設で３階建以上かつ延べ床面積1,500㎡以上の新営工事

②　共同企業体の代表者以外の構成員　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造の事務所・庁舎、校舎・研究施設、図書館、病院又は公共施設で２階建以上かつ延べ床面積1,000㎡以上の新営工事

⑸　共同企業体の構成員は、建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

⑹　共同企業体での参加の場合の構成員の数は、２又は３社とすること。

⑺　共同企業体の結成方法は、自主結成とすること。

⑻　共同企業体の構成員の最小出資比率は、均等割の10分の６を下回らない範囲とすること。

⑼　共同企業体の代表者は、施工能力が最大で、かつ出資比率が構成員中最も高いものとすること。

⑽　単体又は共同企業体の代表者は、次に掲げる基準を満たす監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成20年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑷①に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定の技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤　共同企業体の代表者以外の構成員については、上記２⑽①に定める国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。

⑥　本工事において、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う際の要件については、入札説明書を参照すること。

⑾　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省又は当該契約責任者から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領について」（平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

⑿　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。）又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⒀　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（ただし、資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く（入札説明書参照）。）。

⒁　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと（入札説明書参照。）。

３　総合評価に関する事項

⑴　落札者の決定方法

①　入札参加者は、「価格」及び「企業の技術力」、「企業の信頼性等」をもって入札に参加し、次のア、イの要件に該当する者のうち、下記３⑵によって得られる数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ア　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

イ　評価値が標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

②　上記３⑴①において評価値の最も高い者が２者以上ある場合は、くじを引かせて落札者を決定する。

⑵　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高15.5点とし、「企業の技術力」、「企業の信頼性等」の内容に応じ与える。

①　「企業の施工能力」の中で「平成20年度以降の同種工事の施工実績」については、３点、1.5点及び欠格で評価する。

②　「企業の施工能力」の中で「令和３年度（過去２年度）以降の工事成績評定点の平均点」については、３点から０点及び欠格で評価する。

③　「配置予定技術者の能力」の中で、「資格」については、２点及び欠格で評価する。

④　「配置予定技術者の能力」の中で、「平成20年度以降の同種工事の施工経験」については、２点から０点及び欠格で評価する。

⑤　「配置予定技術者の能力」の中で、「同種工事の施工経験として挙げた工事の工事成績評定点」については、３点から０点及び欠格で評価する。

⑥　「法令遵守」については、「事故及び不誠実な行為の有無」により０点及び－３点で評価する。

⑦　「地域貢献度」については、「労働福祉の状況」により0.5点から０点で評価する。

⑧　「地域精通度」については、「地理的条件」により１点及び０点で評価する。

⑨　「ワーク・ライフ・バランス等の推進」については、１点及び０点で評価する。

⑩　各評価項目の合計評価点数に応じた加算点を与える。①から⑤において「不適切（欠格）」の評価を受けた者については、入札の参加は認められない。

⑪　価格及び価格以外の要素による総合評価は、入札参加者の「標準点」と「加算点」の合計を当該入札者の「入札価格」で除して得た「評価値」をもって行う。詳細については、入札説明書による。